

合同会社 C と H

謝金規程

【規程の改廃】

制定・施行

2024年6月1日

【本規程の所管部門、担当者】

代表社員、経理責任者

第1条（目的）

この規程は、合同会社 C と H（以下、「当社」という）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲等）

当社従業員以外のものを、本規程の謝金対象者とする。

第3条（謝金等の支払基準）

当社が主催する会議、講演会等において、当社が依頼する講師等に適用する謝金、およびその他事業活動における謝金は以下のとおりとする。

- （1）会議出席謝金
- （2）講師謝金
- （3）助言謝金
- （4）インタビュー謝金
- （5）執筆謝金

第4条（謝金の支払方法）

1. 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。
2. 謝金の支払いにあたっては、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
3. 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

第5条（費用）

1. 交通費及び宿泊費を要した場合は、出張規程を用いるものとする。
2. 本規程の対象となる支払対象者が、当社が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については請求を受けたのちに遅滞なく支払う。

第6条（改廃）

この規程の改廃は所管部門担当者が原案を作成し、総社員の決議によって行う。

（附則）

1. 本規程は、2024年6月1日から実施する。

別紙

種別		金額 (上限額、所得税・消費税含)	
会議出席謝金	委員長	1日当たり	20,000円
	委員	1日当たり	10,000円
講師謝金	講演	1時間当たり	20,000円
	パネル ディスカッション	1時間当たり	10,000円
助言謝金		1時間当たり	10,000円
インタビュー謝金		1時間当たり	2,000円
執筆謝金		400字あたり	2,000円